

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月13日

【四半期会計期間】 第62期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

【会社名】 日本瓦斯株式会社

【英訳名】 NIPPON GAS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 和田 眞 治

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀2丁目10番7号

【電話番号】 03-3553-1281(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経財部長 宮 本 英 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀2丁目10番7号

【電話番号】 03-3553-1281(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経財部長 宮 本 英 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第1四半期 連結累計期間	第62期 第1四半期 連結累計期間	第61期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	30,929	28,790	125,733
経常利益 (百万円)	2,063	3,438	9,427
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,239	2,215	5,528
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,879	2,454	6,097
純資産額 (百万円)	44,612	36,970	34,969
総資産額 (百万円)	129,231	118,972	123,910
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	28.15	63.79	148.26
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	34.5	31.1	28.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社を取巻く事業環境は、エネルギーの自由化に対するリアリティーが増すと共に、最近では明らかに従前とは異なる様相を呈して参りました。エネルギー業界の様々な領域で、垣根を越えた合従連衡に関わる発表がなされ、電気とガスのセット販売、通信とエネルギーのセット販売を中心に、異業種連携の議論が活発に報道されて来ている。

当社に於きましては、長年この自由化を目途に必要な構造改革を進めて参りました。まずは電気とガスのセット販売に向けてのプラットフォーム（利用者獲得のための仕組み）を、消費者サイドから見て、安全と安定供給を担保しつつ、新たな付加価値や利便性に資するプラットフォームに仕上げる事が、極めて重要であると考え様々な連携協議を進めています。この事に現在、実践の場で様々な検証試験を繰り返しております。異なるエネルギー事業や異業種とのボーダレスな連携運用を、効率的に機能させるためのICT（情報通信技術）クラウドシステム開発は、その中でも最重視をして取り組んで来た所であり、まだまだ課題は多いものの、全体をクラウド対応で進めていることで、従来のバックヤードの効率性とは、格段に差のある事業効率性と保安システムの高度化が実現し、決算内容に色濃く反映されております。当社における異業種連携議論は、電力の自由化まで一年、都市ガスの自由化まで二年を切った状況で、現在最後の仕上げに入っており、自由化後の労働生産性のタイトな競争環境に耐え得る、且つ地域のエネルギー事業者との連携シナジーを創出するための、様々な要件をシステムに取り込む作業を推進中であります。

一方で、海外の自由化市場で厳しい戦いに挑戦し体得した知見を活かし、プロテクトメンバーサービスなど新たな営業パッケージを次々と実践の場に投入し、戦術的差別化やブランディング戦略の取り組みを続けながら、資本市場の厳しい要請に応える形で、企業統治の取締役会改革をコーポレートガバナンスコードに準拠した形でいち早く進め、資本市場との会話を重視したIR活動にも注力して参りました。今期は自由化に向けて、資本市場を意識した将来の企業価値創出のためのセットアップ投資に、従前にも増して注力して参ります。

当第1四半期連結累計期間の売上高につきましては、お客様数は順調に増加いたしました。ガス販売量が高く推移した気温・水温の影響を受け前年同四半期に比べ減少したことに加え、LPガス事業において原料価格の低下をお客様に還元したこと等により、287億9千万円（前年同四半期比6.9%減）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末の当社グループのお客様数は、前年同四半期末に比べ43千戸増の1,121千戸となっております。

利益面につきましては、業績の向上に貢献した社員にインセンティブを与えることを目的とした新人事制度の導入に伴う労務費の増加がありましたものの、原料価格が前年同四半期に比べ低く推移し売上原価が減少したこと等により、営業利益は35億6千1百万円（前年同四半期比65.0%増）、経常利益は34億3千8百万円（同66.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は22億1千5百万円（同78.7%増）と、いずれも大幅な増益となりました。

なお、当社グループの売上高及び利益面におきましては、性質上季節的変動が著しいガス事業の占めるウェイトが高いために、下期に偏る傾向にあります。

当第1四半期連結累計期間のセグメント別の概況は次のとおりであります。

[LPガス事業]

LPガス事業におきましては、家庭用のお客様数の順調な増加がありましたが、ガス販売量が高く推移した気温・水温の影響を受け前年同四半期に比べ減少したことに加え、家庭用ガス料金の値下げを実施したこと等により、当第1四半期連結累計期間の売上高は166億3百万円と前年同四半期に比べ16億1百万円（前年同四半期比8.8%減）の減収となりましたが、セグメント利益（営業利益）は、原料価格が低く推移し売上原価が減少したこと等により、26億2千7百万円と前年同四半期に比べ13億5千6百万円（前年同四半期比106.7%増）の増益となりました。

[都市ガス事業]

都市ガス事業におきましても、LPガス事業と同様の理由で家庭用ガス販売量が前年同期に比べ減少したこと等により、当第1四半期連結累計期間の売上高は121億8千6百万円と前年同四半期に比べ5億3千7百万円（前年同四半期比4.2%減）の減収となりましたが、セグメント利益（営業利益）は、原料価格が低下し利幅が拡大したこと等により、9億3千万円と前年同四半期に比べ4千7百万円（前年同四半期比5.4%増）の増益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ49億3千8百万円（4.0%減）減少し、1,189億7千2百万円となりました。これは主に、季節的要因により現金及び預金と受取手形及び売掛金が減少したこと等によるものです。

当第1四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ69億4千万円（7.8%減）減少し、820億1百万円となりました。これは主に、返済が進んだことにより借入金が増加したことと、季節的要因により支払手形及び買掛金が減少したこと等によるものです。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ20億1百万円（5.7%増）増加し、369億7千万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上と配当金の支払いによる利益剰余金の増減を反映したものです。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ2.9ポイント向上し、31.1%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

1. 基本方針

当社グループが企業価値を維持・向上するためには、当社の供給エリアである関東一円の一般家庭に、安全且つ安定的に、より安価にガス体エネルギーを供給し続けるとともに、その特性である快適性、経済性、省エネ性、環境性などを提供することが不可欠であると考えております。そのためには、消費者の生活を支えるライフライン・社会資本ともいふべき、ガス本支管等の既存設備の経年管理に、積極的且つ創造的な再投資に努めて参るとともに、緊急災害時に対応する基幹設計の更なる充実と、新たな供給システムの開発に積極的に取り組むなど、長期的な観点から財務及び事業の方針を決定し、消費者・地域社会をはじめとするステークホルダーズとの信頼関係を構築していかなければなりません。当社取締役会は、このような長期的な観点から当社の財務及び事業の方針を決定することを嫌い、当社がこれまで築き上げてきた地域社会や使用人、協力会社、金融機関等ステークホルダーズとの信頼関係を破壊し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある株式買付行為を行う者について、当社の方針の決定を支配する者として、適切ではないと考えております。

2. 基本方針実現のための取組み

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして、平成18年2月9日開催の取締役会により、企業価値向上プランを導入した後、平成18年6月9日、平成19年6月12日、平成21年6月8日に一部改正をし、平成25年6月27日開催の第59回定時株主総会において継続の承認を得ております。その概要は、以下の通りであります。同プランの全文は当社ホームページにおいて閲覧することができます。

(<http://www.nichigas.co.jp/ir/pdf/torikumi.pdf>)

・「日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～」の策定

当社は、中長期的観点から持続的成長を可能とするため、当社経営陣により、あらかじめ経営理念(日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～)を策定・公表した上で経営を行い、株主の皆様業績評価をして頂くことが、当社経営陣の経営責任の明確化に資すると考え、当社グループの現在の状況を踏まえ、次のとおりグループ経営理念を策定します。

地域社会に対する貢献

企業の持続的成長を目指す

人的資源の尊重

・経営評価委員会の設置

当社は、上記経営理念の公表と合わせて、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取り組みについて、外部から客観的な意見を求めてガバナンス機能を強化するため、当社取締役会から独立した外部有識者をメンバーとする経営評価委員会を設置しました。現在委員には、井手秀樹慶應義塾大学商学部教授を委員長として、山田剛志名城大学大学院法学研究科教授、能勢元東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社代表取締役が就任しております。

・企業価値向上プランの導入

1. 企業価値向上プラン導入の目的-企業価値・株主共同の利益の維持・向上

当社取締役会は、特定の株主グループによる当社発行済株式(当社保有自己株式を除く)の株券等保有割合が20%以上となる買付提案(以下、単に「買付提案」といいます。)又は買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買収類型に該当するか否かを判断するためのルール(以下、「企業価値向上プラン」といいます。)を策定し、企業価値・株主共同の利益を毀損する買収類型に該当すると判断した場合には、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上という目的のために、対抗措置として取得条項付新株予約権の無償割当てを行うことといたしました。

2. 当社株式の買付提案及び買付行為への対応方針

(企業価値向上プランの内容)

(1) 企業価値向上プランの対象となる買付者

企業価値向上プランの対象となる買付者は、特定の株主グループによる当社発行済株式(当社保有自己株式を除く)の株券等保有割合が20%以上となる買付提案又は買付行為を行おうとする者(以下、「買付者」といいます。)です。

(2) 必要情報提供手続

買付者には、当社発行済株式(当社保有自己株式を除く)の株券保有割合が20%以上となる買付行為(以下、「大規模買付行為」といいます。)を行う前に、当社取締役会に対して、買付提案を行っていただきます。当社取締役会は、買付者の買付提案が具体的に当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものではないかを判断するために、買付者からの買付提案を受けた後、5営業日以内に、必要情報の提供を要請します。買付者から十分な情報提供がなされた場合又は複数回にわたる情報要請にもかかわらず買付者から十分な情報提供がなされなかった場合、当社取締役会は受領した情報を、直ちに独立の外部専門家3名により構成され、別に設置される経営評価委員会に上程します。

(3) 経営評価委員会及び取締役会による検討手続

当社取締役会から必要情報の上程を受けた経営評価委員会は、外部専門家の助言を受ける等しながら、買付提案の検討・分析を行い、当社取締役会が買付者から受領した必要情報の上程を受けてから60営業日以内(但し、経営評価委員会は、必要がある場合には、この期間を30営業日に限り延長することができるものとします。)に、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の要否について勧告します。

(4) 経営評価委員会による検討・分析事項

経営評価委員会は、以下の事項の該当性につき検討・分析し、いずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、いずれにも該当しないと判断した場合には、対抗措置の不発動を勧告します。

買付者が当社取締役会より複数回にわたる情報提供の要請を受けたにもかかわらず、株主が当社株式を買付者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報を提供しない場合であり、且つ当該時点で対抗措置を発動しない場合には当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる。

濫用的買収者である(以下のいずれかに該当すること)

- () 買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社の関係者に引き取らせる目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っている(いわゆるグリーンメイラーである)ことが客観的かつ合理的に認められる。

- ()買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者や、そのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが客観的且つ合理的に認められる。
- ()買付者が、当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが客観的且つ合理的に認められる。
- ()買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等、高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っている場合等、当社を食い物にしようとしていることが客観的且つ合理的に認められる。
- ()買付者が、二段階での強圧的な買付（最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定するような行為のことをいい、最初の買付行為に応じなければ不利益を被るような状況を作り出し、株主の皆様売り急がせる買付手法のことをいいます。）を予定して、当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが、客観的且つ合理的に認められる。

買付後の経営計画又は事業計画が著しく不合理であり、買付者による買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかである。

（現経営陣の経営計画又は事業計画が、経営評価委員会に上程された場合で）買付後の経営計画又は事業計画が、現経営陣の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）と比較して、明白に劣っており、買付者による、買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかである。

(5) 経営評価委員会による勧告の尊重

当社取締役会は、経営評価委員会の勧告を受け、対抗措置発動の要否を決定します。その判断の際には、経営評価委員会による勧告を最大限尊重いたします。

(6) 取締役会の検討内容の開示

当社取締役会は、対抗措置を発動する旨の決議をした場合、速やかに、当該決議をした旨及びその理由を開示いたします。また、対抗措置を発動しない旨の決議をした場合でも、買付提案が当社取締役会の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）に劣り、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に反すると判断した場合には、その旨の意見表明を行い、当社取締役会の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）を適切な時期に開示し、株主の皆様のご判断を仰ぎます。

3. 対抗措置の内容

対抗措置として割当てられる取得条項付新株予約権の概要は、以下の通りです。

(1) 新株予約権の割当対象となる株主及びその条件

当社取締役会が対抗措置を発動する旨の決議をした後に開催される取締役会の決議で、決定される割当期日（以下、「割当期日」といいます。）時点における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

(2) 取得条項

新株予約権の割当てに関する決議を行う取締役会において、決定される取得条項成就日が到来することを条件として、当社はこの新株予約権を取得し、代わりに当社普通株式3株を限度として交付する。

(3) 取得条件

買付者及び買付者を含む特定の株主グループに属するものが、新株予約権の割当を受けた場合には、当該新株予約権者である買付者及び買付者を含む特定の株主グループに属する者から、その保有する新株予約権を取得し、代わりに当社普通株式を交付することを行わない。

3. 基本方針実現のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記取組みのうち、「『日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～』の策定」及び「経営評価委員会の設置」については、当社事業の特性に基づいて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上することを直接の目的として行われるものであるから、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。また、「企業価値向上プランの導入」につきましても、以下の理由から、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しており、平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に適合しております。

(2)株主意思を重視するものであること

本ルールは、平成18年6月29日開催の第52回定時株主総会において、定款変更議案及び本プランの継続をご了承いただいたことによって、株主の皆様のご信任を得ております。また、今後も、取締役選任議案（企業価値向上プランの継続を支持する取締役の選任をお諮りします。）として、株主の皆様の意思を反映させていくことを予定しております。

(3)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

経営評価委員会は、有事にも当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については、当社ホームページにおいて株主の皆様へ情報開示されており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4)合理的な客観的要件の設定

本ルールは、合理的且つ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5)デットハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、今後も株主総会において、取締役選任議案を通じて株主の皆様の意思を反映させていくことを予定しておりますので、株主総会決議により廃止できない又は時間を要する、いわゆるデットハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではございません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、4百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	179,846,100
計	179,846,100

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,561,525	48,561,525	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	48,561,525	48,561,525		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年6月30日		48,561,525		7,070		5,197

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 13,828,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,658,800	346,588	
単元未満株式	普通株式 74,525		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	48,561,525		
総株主の議決権		346,588	

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本瓦斯株	東京都中央区八丁堀2 - 10 - 7	13,828,200	0	13,828,200	28.47
計		13,828,200	0	13,828,200	28.47

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、協立監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,067	14,624
受取手形及び売掛金	9,525	7,313
商品及び製品	5,263	4,464
仕掛品	27	23
原材料及び貯蔵品	74	82
繰延税金資産	505	345
その他	1,081	1,766
貸倒引当金	130	126
流動資産合計	33,413	28,494
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,222	7,078
機械装置及び運搬具（純額）	36,536	35,616
工具、器具及び備品（純額）	504	490
土地	23,267	23,300
リース資産（純額）	2,256	2,256
建設仮勘定	2,297	2,868
有形固定資産合計	72,086	71,612
無形固定資産		
のれん	5,012	4,944
その他	1,360	1,585
無形固定資産合計	6,373	6,529
投資その他の資産		
投資有価証券	4,719	5,011
その他	8,005	8,026
貸倒引当金	705	716
投資その他の資産合計	12,019	12,321
固定資産合計	90,479	90,463
繰延資産	17	14
資産合計	123,910	118,972

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,051	6,706
電子記録債務	3,178	2,701
短期借入金	27,504	25,995
未払法人税等	2,431	1,256
賞与引当金	459	194
その他	5,144	5,333
流動負債合計	48,769	42,187
固定負債		
長期借入金	33,849	33,678
役員退職慰労引当金	1,043	-
ガスホルダー修繕引当金	339	354
退職給付に係る負債	2,306	2,328
その他	2,633	3,452
固定負債合計	40,172	39,813
負債合計	88,941	82,001
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,070	7,070
資本剰余金	6,683	6,683
利益剰余金	39,263	41,027
自己株式	19,297	19,298
株主資本合計	33,718	35,482
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,109	1,341
為替換算調整勘定	207	206
退職給付に係る調整累計額	70	64
その他の包括利益累計額合計	1,246	1,484
非支配株主持分	4	4
純資産合計	34,969	36,970
負債純資産合計	123,910	118,972

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	30,929	28,790
売上原価	19,371	15,212
売上総利益	11,557	13,577
販売費及び一般管理費	9,399	10,015
営業利益	2,158	3,561
営業外収益		
受取利息	48	69
受取配当金	31	34
不動産賃貸料	11	11
その他	41	64
営業外収益合計	132	179
営業外費用		
支払利息	143	130
持分法による投資損失	78	161
その他	5	10
営業外費用合計	227	303
経常利益	2,063	3,438
特別利益		
固定資産売却益	1	0
特別利益合計	1	0
特別損失		
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	20	16
特別損失合計	20	16
税金等調整前四半期純利益	2,043	3,422
法人税、住民税及び事業税	633	1,149
法人税等調整額	171	57
法人税等合計	804	1,207
四半期純利益	1,239	2,215
非支配株主に帰属する四半期純損失()	0	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,239	2,215

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	1,239	2,215
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	90	232
退職給付に係る調整額	1	6
持分法適用会社に対する持分相当額	548	0
その他の包括利益合計	640	238
四半期包括利益	1,879	2,454
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,879	2,454
非支配株主に係る四半期包括利益	0	0

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
<p>(会計方針の変更)</p> <p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。</p>

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
<p>役員退職慰労金制度の廃止</p> <p>当社は、平成27年6月25日開催の第61回定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)において、役員退職慰労金制度を平成27年3月期をもって廃止することといたしました。</p> <p>また、本株主総会終了後も引き続き在任する取締役及び監査役については、平成27年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。</p> <p>なお、当社の連結子会社6社においても同様の決議がされており、退職慰労金の打ち切り支給時期は各取締役においては当社及び連結子会社の全ての取締役等を退任した時点、各監査役においては監査役を退任した時点(ただし、監査役を退任後に当社及び連結子会社の取締役等に就任している場合は全ての当該取締役等を退任した時点)といたします。</p> <p>このため、当第1四半期連結会計期間において「役員退職慰労引当金」残高を全額取崩し、打ち切り支給に伴う未払額1,059百万円を未払金237百万円及び長期未払金821百万円として、それぞれ流動負債及び固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

金融機関からの借入金に対して次のとおり保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
従業員(住宅資金)	4百万円	4百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

当社グループの売上高及び利益面におきましては、性質上季節の変動が著しいガス事業の占めるウェイトが高いため、下期に偏る傾向にあります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
減価償却費	2,154百万円	2,320百万円
のれんの償却額	256	271

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	863	19.50	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
 後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	451	13.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
 後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
	L P ガス事業	都市ガス事業			
売上高					
外部顧客への売上高	18,204	12,724	30,929		30,929
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,474	0	1,475	1,475	
計	19,679	12,724	32,404	1,475	30,929
セグメント利益	1,271	882	2,153	4	2,158

- (注) 1. セグメント利益の調整額4百万円には、セグメント間取引の消去等が含まれております。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
	L P ガス事業	都市ガス事業			
売上高					
外部顧客への売上高	16,603	12,186	28,790		28,790
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,562	2	1,564	1,564	
計	18,165	12,189	30,355	1,564	28,790
セグメント利益	2,627	930	3,558	3	3,561

- (注) 1. セグメント利益の調整額3百万円には、セグメント間取引の消去等が含まれております。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	28円15銭	63円79銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,239	2,215
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	1,239	2,215
普通株式の期中平均株式数(千株)	44,031	34,733

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第三者割当による自己株式の処分について

当社は、平成27年7月29日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を次のとおり決議いたしました。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 処分の期日 | 平成27年9月14日 |
| (2) 処分する株式の種類 | 普通株式 |
| (3) 処分する株式の数 | 291,300株 |
| (4) 処分価額 | 1株につき3,776円 |
| (5) 処分価額の総額 | 1,099百万円 |
| (6) 処分の方法 | 第三者割当による処分 |
| (7) 処分先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口) |
| (8) 資金の用途 | 買掛金の支払いなど運転資金の一部に充当する予定 |
| (9) 処分理由 | 平成27年6月25日開催の当社第61回定時株主総会において承認された株式報酬制度を導入するために処分するものであります。なお、対象者は当社の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。)、当社と委任契約を締結している執行役員及び当社の連結子会社6社の取締役となります。(以下、「対象取締役等」という。)
株式報酬制度は、対象取締役等の報酬と株主価値との連動性をより明確にし、当社グループの業績向上に対する達成意欲を高めることを目的としております。 |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月12日

日本瓦斯株式会社
取締役会 御中

協立監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 朝 田 潔 印

業務執行社員 公認会計士 田 中 伴 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本瓦斯株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本瓦斯株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。